

吸収合併に係る事前開示書面

(会社法第794条第1項および会社法施行規則第191条に定める書面)

2024年3月28日

ジェイドグループ株式会社

(存続会社)

吸収合併に係る事前開示書面

令和6年3月28日

ジェイドグループ株式会社
代表取締役 田中裕輔 (印)

当社は、ブランデリ株式会社を消滅会社とする吸収合併の存続会社として、会社法第794条及び会社法施行規則第191条に基づき、下記のとおり開示いたします。

1. 吸収合併契約

別紙1のとおりであります。

2. 合併対価の定め相当性に関する事項

完全親子会社間の合併につき、合併対価の交付はありません。

3. 消滅会社の新株予約権の対価の定め相当性に関する事項

ブランデリ株式会社は新株予約権を発行していません。

4. 消滅会社の計算書類等に関する事項

吸収合併消滅会社は、2024年2月29日に設立したため、確定した最終事業年度はありません。なお、当社及び消滅会社ともに、重要な後発事象は生じていません。

5. 合併後の債務の履行の見込みに関する事項

両社の財務状況からして、債務の履行に支障はないと見込んでおります。

6. 事前開示開始日以降に上記事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項

変更がありましたら、ただちに開示いたします。

以上

吸收合併契約書

吸収合併契約書

ジェイドグループ株式会社（住所：東京都渋谷区元代々木町 30 番 13 号、以下、「甲」という）とブランドリ株式会社（住所：東京都渋谷区元代々木町 30 番 13 号、以下、「乙」という）とは、両会社の合併に関して、次の通り契約する。

第 1 条（存続会社と解散会社）

甲及び乙は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として合併する。

第 2 条（新株の割当）

乙の株式総数 100 株は、甲が全株所有しているため、甲はこの合併によって新株の発行割当を行わないものとする。

第 3 条（資本金及び準備金の額）

甲は、前条のとおり合併による新株の発行割当をしないことから、その資本金の額及び資本準備金の額を増加しないものとする。

第 4 条（効力発生日）

合併が効力を発生する日を令和 6 年 5 月 1 日とする。ただし、その日までに合併に必要な手続を行うことができないときは、甲乙協議の上、これを変更することができる。

第 5 条（引き継ぎ）

乙は、その作成による合併効力発生日時の貸借対照表及び財産目録を基礎とし、効力発生日において、その資産、負債その他の権利義務一切を甲に引き継ぐ。

第 6 条（善管注意義務）

甲及び乙は、本契約の締結後効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもって業務の運営及び財産の管理を行うものとし、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ甲乙協議の上、これを行うものとする。

第 7 条（従業員）

- ① 甲は、効力発生日現在の乙の従業員を、甲の従業員として引き継ぐものとする。
- ② 乙の従業員の退職金計算にまつわる勤続年数については、乙における勤続年数を通算

し、その他の事項については甲乙協議の上決定する。

第8条（解散費用）

乙の解散に必要な費用は、すべて甲の負担とする。

第9条（合併条件の変更等）


本契約締結の日から効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事情により、甲及び乙の財産または経営状態に重要な変動を生じたとき、もしくは、隠れたる重大な瑕疵が発見された場合には、甲乙協議の上、合併条件を変更し、または本契約を解除することができる。


第10条（規定外条項）

本契約に定める事項のほか、合併に関して協議すべき事項が生じた場合は、甲乙協議の上、これを決定する。

上記契約の成立を証するため、本契約書を電磁的に作成し、双方にて署名捺印又はこれに代わる電磁的处理を施し、双方保管するものとする。

令和6年2月29日

甲： ジェイドグループ株式会社
東京都渋谷区元代々木町30番13号 
代表取締役 田中 裕輔

乙： ブランデリ株式会社
東京都渋谷区元代々木町30番13号 
代表取締役 田中 裕輔